

# 観光需要平準化促進事業委託業務 仕様書

## 1 目的・趣旨

観光関連産業は観光需要の繁閑差が激しいこと等により他の産業と比べて労働生産性が低い状態にある。そこで、休み方改革の周知や閑散期の旅行の呼びかけなど、観光需要の平準化の促進に向けた事業を実施する。

## 2 業務内容

### (1) 「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」の周知（賛同事業者の募集）

観光需要の平準化を促進するためには、「休みのあり方」等を見直すこと（＝休み方改革）が重要である。そこで、「休み方改革」の趣旨に賛同し、共に推進する賛同企業・団体を募集するため、以下の業務を行うこと。なお、各業務の実施にあたっては、クリエイティブに統一感を持たせるとともに、連動性を確保すること。

#### ア SNS広告の配信

周知効果が高いSNS広告を以下の要領で制作し、配信すること。

- ・ 配信期間 【第1クール】 5月頃から10週間以上  
【第2クール】 9月頃から10週間以上  
※第1、第2クールを合計して20週以上になるよう掲載すること  
※ただし、県との協議による
- ・ 制作本数 3本以上  
使用方法はメインビジュアル1種と、第1、第2クール1種ずつを想定しているが、提案による。
- ・ 配信先 1媒体以上（提案による）
- ・ クリック数 11万回程度。ただし、効果的に広告を行うため、配信に関わる予算内訳や月ごとのクリック数は固定せず、適宜、県と協議の上、配信すること
- ・ 対象 企業・団体経営者、企業・団体の総務・人事担当者を中心とする一般県民（成人）

### (2) 「あいちスキ旅キャンペーン」の周知

観光需要の平準化を促進するためには、閑散期の旅行を呼び掛けることが重要である。そこで、混雑を回避した旅行を促す「あいちスキ旅キャンペーン」を周知するため、以下の業務を行うこと。なお、各業務の実施にあたっては、クリエイティブに統一感を持たせるとともに、連動性を確保すること。また、「あいちスキ旅キャンペーン」に参画する観光関連事業者を引き続き募集している旨をあ

わせて周知すること。

## ア 宿泊予約サイトとの連携

宿泊予約サイト上に、本県の観光資源及び混雑を回避した旅行の魅力を訴求する特集ページを、時期を分けて2クール、設置するとともに、当該サイトに登録している宿泊施設に対し、クールごとに「あいちスキ旅キャンペーン」対象の宿泊プランの造成を働きかけること。なお、宿泊プランを造成した宿泊施設については、後述特設サイトの「あいちスキ旅キャンペーン」参画施設一覧ページ及び個別紹介ページに掲載すること（プラン設定後、即時であることは求めないが、クール期間中は、少なくとも週に2回は最新情報に更新すること）。

また、当該サイトの会員のうち、愛知県居住者に対し、前述の特集ページに誘導するメール広告をクールごとに送信すること。ただし、混雑を回避した旅行等の呼び掛けを広域に行うため、県外居住者を対象に含む場合がある。

- ・掲載期間 【第1クール】 5月頃から15週間以上  
【第2クール】 9月頃から15週間以上  
※第1、第2クールを合計して40週以上になるよう掲載すること  
※ただし、県との協議による
- ・掲載サイト 2サイト以上（提案による）
- ・訴求内容 【第1クール】 夏休みの旅行について、有給休暇を取得して超繁忙期（7月3連休、8月3連休からお盆にかけての期間）を避けたり、9月に入ってから出かけたりすること  
【第2クール】 旅行について、有給休暇を取得して、連休を避けたり、平日に出かけたりすること
- ・効果測定 掲載開始後、1か月ごとにプラン利用者数等から事業効果を分析し、報告すること。
- ・付加提案 キャンペーン参画施設が増加するような付加提案をすること。

## イ SNS広告等による「平日旅行」の喚起

SNS広告を以下の要領で制作し、配信する。

- ・配信期間 【第1クール】 5月頃から12週間以上  
【第2クール】 9月頃から12週間以上  
※第1、第2クールを合計して24週以上になるよう掲載すること  
※ただし、県との協議による
- ・制作本数 3本以上  
使用方法はメインビジュアル1種と、第1、第2クール1種ずつを想定しているが、提案及び県との協議による。

- ・配信先 1 媒体以上（提案による）
- ・クリック数 10 万回程度。ただし、効果的に広告を行うため、配信に関わる予算内訳や月ごとのクリック数は固定せず、適宜、県と協議の上、配信すること
- ・対象 一般県民（成人）。ただし、混雑を回避した旅行等を広域に呼び掛けるため、県外居住者を対象に含む場合がある。
- ・留意点 観光関連事業者（旅行会社、鉄道会社を想定）と一体となった「平日旅行」を喚起する内容が望ましい。
- ・付加提案 キャンペーン参画施設が増加するような付加提案をすること。

### （３）「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」賛同企業・団体及び「あいちスキ旅キャンペーン」参画施設の登録・管理等

観光需要の平準化を促進する取組を継続するためには、「休み方改革」の趣旨に賛同する企業・団体及び「あいちスキ旅キャンペーン」に参画し特典を提供する施設の協力が必要不可欠である。そこで、情報発信の幹となる特設サイトの運営に加え、特設サイトによりこれらの企業・団体・施設の登録、更新等の管理を行うため、以下の業務を行うこと。

#### ア 特設サイトの管理・改修

現在、県が開設している「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」及び「あいちスキ旅キャンペーン」を周知する特設サイトを以下の要領で管理すること。

- ・URL <https://yasumikata.pref.aichi.jp/>（トップページ）
- ・管理期間 契約日から契約期間満了まで。契約期間満了後も、県が独自に管理することを前提とすること。
- ・管理内容
  - ◆データのバックアップを取り、障害発生時に復旧可能な状態にすること。
  - ◆運営期間内は、県からの更新・修正等の依頼に応じること。（年間6回程度を想定）

#### イ 特設サイトの運営・登録内容更新

特設サイトで管理している「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」賛同企業・団体及び「あいちスキ旅キャンペーン」参画施設の登録に係る承認作業や問合せ対応等を含む運営を行うこと。

また、2026年5月頃（時期は県との協議による）にその時点の「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」賛同企業・団体及び「あいちスキ旅キャンペーン」参画施設に対し登録内容の確認を行い、登録内容が最新の情報になるよう更新すること。更新作業を行う時点において、県が定める「『休み方改革』につながる取組」に新たな項目が加わるなど変更があった場合には変

更になった項目も含めて企業・団体に対する確認・更新を行うこと。

加えて、「あいちスキ旅キャンペーン」参画施設に関しては、参画期間切れ施設の管理と参画期間延長の呼び掛けも行うこと。

その他、10月上旬頃、「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」賛同企業・団体に対し、「あいちウィーク協賛事業」の実施を呼び掛けること。

### ウ 「あいちウィーク」期間中における宿泊施設・観光施設の効果測定

2026年11月21日から27日までの「あいちウィーク」期間中に、宿泊施設や観光施設にどれほどの集客等の効果があったか測定し、報告書にまとめて提出すること。

- ・測定方法 県が用意するウェブアンケートへの回答を収集すること。なお、2025年度のウェブアンケートの内容は別紙1、別紙2のとおりで、2026年度も同等程度の内容とする予定。
- ・目標収集数 ◆宿泊施設：250件以上（愛知県は最低80件以上、岐阜・三重・静岡・長野の各県は最低40件以上）  
◆観光施設：40件以上（内訳は、別途、県との協議による。）
- ・収集方法 提案による。なお、県から、各県の旅館連盟に協力を依頼することが可能だが、この依頼のみでは目標収集数を達成することは困難なため、架電などの対応が必要となることを想定すること。
- ・収集期間 2026年11月から2027年1月までの間の任意の期間
- ・報告書 県が提供するアンケートの回答結果（CSV ファイル）を集計し、グラフ等を用いて報告書を作成すること。

## 3 業務スケジュール

### (1) 「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」の周知

|       | 4月  | 5月  | 6月 | 7月以降 |
|-------|-----|-----|----|------|
| 契約    | 契約  |     |    |      |
| SNS広告 | 制作→ | 配信→ |    |      |

### (2) 「あいちスキ旅キャンペーン」の周知

|          | 4月  | 5月  | 6月  | 7月   |
|----------|-----|-----|-----|------|
| 契約       | 契約  |     |     |      |
| 宿泊予約サイト① | 制作→ | 掲載→ |     |      |
| SNS広告①   | 制作→ | 配信→ |     |      |
|          | 6月  | 7月  | 8月  | 9月以降 |
| 宿泊予約サイト② |     | 制作→ | 制作→ | 掲載→  |
| SNS広告②   |     | 制作→ | 制作→ | 配信→  |

(3) 「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」賛同企業・団体及び「あいちスキ旅キャンペーン」参画施設の登録・管理等

|           | 4月    | 5月    | 6月       | 7月以降 |
|-----------|-------|-------|----------|------|
| 契約        | 契約    |       |          |      |
| 登録内容更新    |       | 確認作業→ | 確認作業→    | 更新完了 |
|           | 11月   | 12月   | 1月       | 2月   |
| あいちウィーク   | (実施)  |       |          |      |
| アンケート回答収集 | 回答収集→ | 回答収集→ | 回答収集     |      |
| アンケート報告書  |       |       | 作成<br>提出 |      |

#### 4 成果物

(1) 成果物と納入期限

| 成果物                                | 納入期限          |
|------------------------------------|---------------|
| 「あいちウィーク」効果測定結果報告書（紙媒体1部、電子ファイル一式） | 2027年1月29日（金） |
| 業務完了報告書（紙媒体1部、電子ファイル一式）            | 2027年3月31日（水） |

(2) 納入先

愛知県観光コンベンション局観光振興課

#### 5 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、本県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 業務上で事業者等へのアポイントメントや権利関係の申請などが必要となる場合は、全て受託者の責任において行うこと。
- (3) 業務期間中は、業務の経過全般を常に把握している担当者（愛知県との連絡担当者）を置くこと。
- (4) 本業務により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本県に移転すること。
- (5) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

## 6 その他

- (1) 各業務に係る企画、調整、調査、分析、報告、制作・運用、編集・校正等の一切の経費（交通費、宿泊費、機材費、各種データ費等）は、全て委託金額に含む。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。